

兵庫県弁護士会主催
「憲法についての作文」

テーマ

「表現の自由～今直面する危機～」

住所：兵庫県神戸市

氏名：北野夏子

1. はじめに

今日の情報化社会において、私たちは日々さまざまな情報に埋もれながら生活しています。その日に起こった事件や経済状況、社会問題、最近の流行など、多岐にわたる情報がテレビ・新聞・雑誌・ラジオ・インターネットなどを通じて私たちの元に届けられます。また、特に深刻な社会的・経済的問題については、多くの人が見解を发表或、公開討論が行われたりすることもあります。そして、情報技術の発展により、私たちはこれらの情報をいつでもどこでも手に入れることができます。

これらの情報や他の人々の考え方に触れたとき、私たちは自分なりにその情報について考えたり話し合ったりすると同時に、提示された見解に対して批判したり同じ意見を持ったりします。たとえば、自分なりに固めた意見や政府に対する批判を新聞に投稿するような場合が考えられるでしょう。

このように、自分が得たい情報（事実を含む）を得、それに関する意見を世に表明したり伝えたりすることは、憲法で保障された権利なのです。一般に、前者は「知る権利」、後者は「表現の自由」として保障されています。特に 20 世紀以降、マスメディアの発達とともに情報の送り手と受け手が分離している昨今においては、「表現の自由」を受け手である一般国民の側から再構成する「知る権利」は、重要性を増してきています。

2. 「表現の自由」の重要性

このように「表現の自由」は、基本的人権のひとつとして日本国憲法で保障されています。私は、「表現の自由」には大きく二つの意義があるのではないかと考えています。

まず第一に、表現活動、特に言論活動が民主主義の基礎にあるという点が挙げられます。そもそも民主主義とは私たち国民が選挙を通じて代表者を選出し、その代表者が国民の権利・利益を実現するために国を運営するシステムです。そのように考えると、国民による投票が民主主義の出発点であり、重要なものなのです。しかし、私たちが投票をする際に、何の情報もなくいずれの候補者に投票すればよいのかを判断することはできません。国民一人ひとりが真に国の運営を託そうとする者を決定するためには、判断材料が必要です。そのために、適正な情報やそれに関連するさまざまな見解が国民の元に届けられることが重要です。国の介入により情報が歪められたり、政治に関する言論やその他の表現行為が

弾圧されるようなことがあってはなりません。民主主義の実現には、国民の「知る権利」が保障されていないといけないのです。

また、国民の声を政治に反映させたり、政府に対して問題点を批判したり、是正を求めたりすることも、民主主義におけるコントロールを及ぼすという点で、保障されなければなりません。

そして第二に、表現行為は人間の精神活動の根幹を成すという点にあると考えます。たとえば、芸術として、あるいは多くの人に向けたメッセージとして文章を書いたり、絵を描いたり、音楽で表現したりすることが考えられるでしょう。これらは多くの場合、「みんなに伝えたい」とか「自分を表現したい」という感情から沸きあがってくるものです。こうした表現者と受け手との間に自由な表現活動が保障されてはじめて、表現者の「内なる感情」が感動や共感を生み出すのです。その意味で、表現活動が自由にできるということは、人の精神活動を支える重要なものなのです。

3. 昨今の問題点

「表現の自由」は日本国憲法において尊い人権として保障されているはずですが、昨今においては、明治憲法下の「特高」を彷彿とさせるような状況が生じています。

(1)映画『靖国 YASUKUNI』事件

『靖国』は中国・韓国・日本の3カ国の協力により、中国人監督が制作したドキュメンタリー映画です。靖国神社の存在意義とその背景に今も渦巻く見解の相違に向き合いつつ、アジアの平和と友好への道を模索するというテーマで描かれています。また、靖国神社に対する賛否双方の意見を持つ人たちが、同じ比重で登場しています。特定のイデオロギーに偏重することなく、冷静かつ中立的な立場から描かれた映画です。

しかし、映画館での上映が、全国的に中止に追い込まれるという事態になりました。というのも、保守派の人々や政治家の圧力により、多くの映画館が上映を取りやめたという経緯があったためです。

このように、表現内容のいかんによって表現活動が制限されてしまえば、表現者はメッセージを伝えることができず、私たち受け手もそのメッセージを受け取ることができません。この事件は、表現者の精神活動に対する弾圧であると同時に、国民が戦争について考

える契機を奪われたという点では、民主主義に対する弾圧でもあると言えます。

(2)立川反戦ビラ事件

前述の事件と同じように、表現内容を理由に「表現の自由」が侵害されたとされる事件に「立川反戦ビラ事件」があります。これは、「自衛隊のイラク派兵反対」というビラを自衛隊の宿舎に投函したとして、住居侵入罪で逮捕・起訴されたという事件です。確かに無断で宿舎に立ち入ることは住居侵入罪の構成要件に該当する行為かも知れませんが、宅配ピザのチラシ配布等については逮捕されることはないのに、なぜ反戦ビラを配布した場合だけ逮捕されるのが疑問です。これは明らかに表現内容による選択的な弾圧であると考えられます。また、最高裁（平成 20 年 4 月 11 日判決）も、表現の自由よりも住居の平穏を優先させる形で本件逮捕・起訴を合憲と判断しました。憲法の番人であるはずの最高裁までもが公安警察の暴走を阻止できなかつた点は、大きな問題であると考えます。

4. おわりに

以上に見たように、「表現の自由」は今、危機に瀕しているといえます。確かに、表現方法が時や場所について適切でないために一定の制限を受けることは考えられます。しかし、昨今問題となっている事件については、明らかに民主主義の根幹を揺るがすような、「表現の自由」に対する弾圧に該当します。

特に、靖国神社や歴史教科書をはじめとした戦争認識に関する問題、自衛隊の問題などは極めて繊細でありその取り扱いが難しいのは事実です。しかし、さまざまな意見を出し合ったり問題提起をしたりすることで、あるべき姿により近づけることもあるはずで

国がこれまで自らの責任を問うことなく有耶無耶のうちに正当化してきた事柄について、国民の非難から逃れるために表現活動に不当に介入することは許されません。その介入こそが、民主主義に対する弾圧であり、国民の精神活動に対する迫害であるからです。